

福井県屋外広告業監督処分基準の概要

1 背景と目的

屋外広告物法や屋外広告物条例に違反する行為をした屋外広告業者に関しては、登録の取消処分、営業停止処分、罰則の規定が条例に設けられていますが、こうした指導・監督処分の実施に当たっては、具体的な基準を定め、手続の透明性や客観性を確保することが必要です。

そこで、屋外広告業者に対する監督処分基準を策定することとしました。

2 屋外広告業監督処分基準の内容

(1) 基本的な考え方

- ①違法性を点数により客観的に評価し、これに応じて処分します。
- ②同一違反行為（違反広告物等に係るものを除く）について3回以上警告・指導を受けた者は、刑事告発します。

(2) 指導、処分の基本的な流れ

①登録を受けている業者（不正な手段により登録を受けた業者を除く）

- ・市町から登録業者に対して指導、命令を行った旨の報告を受け、違反点数を告知します。

【法令違反行為および違反点数一覧表】（一部）

法令違反行為	違反点数	(参考) 罰則の法定刑
営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10点	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反広告物等に関する除却命令等に違反する行為	5点	50万円以下の罰金
違反広告物等を表示し、または設置する行為	3点	30万円以下の罰金
許可を得ずに広告物等を変更し、または改造する行為	3点	30万円以下の罰金
除却すべき広告物等を除却しない行為	3点	30万円以下の罰金
禁止広告物または良好な状態が保持されていない広告物等に関する措置命令に違反する行為	3点	30万円以下の罰金
変更の届出をせず、または虚偽の届出をする行為	3点	30万円以下の罰金
広告物等に関し報告、検査を拒む等の行為	2点	20万円以下の罰金
業務主任者を選任しない行為	2点	20万円以下の罰金
屋外広告業に関し報告、検査を拒む等の行為	2点	20万円以下の罰金
廃業等の届出を怠る行為	1点	5万円以下の過料
標識を掲げない行為	1点	5万円以下の過料
帳簿の備え付け等の義務に違反する行為	1点	5万円以下の過料

- 【注】・市町から初回の文書指導を行った旨報告を受けた段階では、違反点数の「予告」にとどめます。
- ・違反点数は、違反広告物の個数にかかわらず、同一の構成要件に該当する法令違反行為を1件として計算します。
 - ・措置命令または除却命令違反に係る違反点数は、当該命令に先行する法令違反行為については、重ねて付しません。

- ・過去5年間の累積違反点数が10点以上の登録業者は、次表により処分し、公表します。

処分の種類	処分の対象者	処分の内容（原則）
営業の停止	過去5年間に処分歴がなく、過去5年間の累積違反点数が10点以上の者	違反点数1点当たり1日として計算した期間、営業停止
	過去5年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積違反点数が10点以上の者	違反点数1点当たり10日として計算した期間、営業停止
登録の取消し	過去5年間に処分歴があり、過去5年間の累積違反点数が30点以上の者	登録の取消し

【注】・処分の対象者が営業の停止と登録の取消しのいずれにも該当する場合は、登録の取消しとします。
 ・計算した営業停止の期間が6月を超える場合は、6月とします。

- ・同一の事案に係る法令違反行為（違反広告物等に係るものを除く）について3回以上違反点数の告知を受けた者は、刑事告発し、公表します。

②不正な手段により登録を受けた業者

- ・不正な手段により登録を受ける行為は、登録制度の信用を棄損する行為であり、本来、登録が拒否されるべきであったものです。
 → 速やかに登録を取り消すとともに、刑事告発し、公表します。

③無登録業者

- ・無登録で屋外広告業を営むことは、登録制度を無視する反社会的行為です。
 → 当初警告（口頭または文書）から1か月を経過しても登録申請のないときは、文書で警告します。

【注】当該無登録業者が違反広告物を設置し、または管理している場合（市町から指導文書の送付を行った旨報告）は、当初警告から2週間後に文書で警告します。

- 以後、2か月ごとに文書で警告します。

【注】当該無登録業者が違反広告物の設置または管理を継続している場合（市町から措置（除却）命令を行った旨報告）は、命令日から2週間ごとに文書で警告します。

- 文書警告を3回以上受けた者は、刑事告発し、公表します。

④広告主等

- ・広告業者の法令違反行為に係る違反広告物があるときは、広告主（当該違反広告物の設置を委託した者）に対してその旨を通報し、注意を喚起します。
- ・業者の法令違反行為を共謀、教唆、幫助した場合は、当該業者と併せて刑事告発し、公表します。

3 施行期日

平成22年1月1日